

医療法人設立認可申請書			
(宛先) 松山市長		令和3年4月1日	
		住所	松山市萱町六丁目30番地5
		申請者	医療法人 松山市保健所
		氏名	設立代表者 松山 太郎
医療法人の名称	医療法人 松山市保健所	社団又は財団の別	社団
主たる事務所の所在地	松山市萱町六丁目30番地5		
理事長の氏名	松山 太郎		
開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	名称	松山市保健所	
	所在地	松山市萱町六丁目30番地5	
附帯業務	なし		
純資産の額	3,000,000円		
役員数	理事	4人(定数3人以上 10人以内)	監事 1人(定数1人)

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 この申請書及びこれに添付する書類の副本を添付してください。

3 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

(3) 設立決議録（設立決議録のうち、他の添付書類と重複するものにあつてはその旨を記載した上で省略し、現に医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第8条の届出をした診療所（相当期間の経営実績を有する診療所に限る。以下同じ。）を經營することを目的とする場合にあつては設立趣意書に代えることができます。）

(4) 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

(5) 開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（現に法

第7条第1項の許可を受け、又は法第8条の届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができます。）

(6) 法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

(7) **設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書**（現に法第8条の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあつては、省略することができます。）

(8) **設立者の履歴書**

(9) **設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと及びその権限を証する書類**（現に法第8条の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあつては、省略することができます。）

(10) **役員**の就任承諾書及び履歴書

(11) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の**管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証**（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、**臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証**）若しくは**医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し**（**原本を提示してください。**）

(12) その他市長が必要と認める書類

4 1人又は2人の理事を置く場合にあつては、医療法人理事数特例認可申請書（様式第8号）を併せて提出してください。

5 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあつては、医療法人理事長特例認可申請書（様式第9号）を併せて提出してください。

6 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の一部を理事に加えない場合にあつては、医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第10号）を併せて提出してください。